

インフルエンザ警報の発令について（注意喚起）

県では、平成31年1月8日にインフルエンザ注意報を発令し注意喚起を行っていたところですが、**平成31年第2週（1/7～1/13）において、3保健所管内**で、下記のとおりインフルエンザの定点医療機関当たりの患者報告数が警報発令基準を超えました。

今後、県内全域においてさらに流行が拡大する可能性がありますので、予防対策を徹底するとともに、38℃以上の発熱、咳、咽頭痛、頭痛、関節痛などの症状が見られた場合には、早期に医療機関を受診しましょう（ワクチン接種をしている場合には、明らかな症状を認めないことがあります。）。

記

○各保健所管内のインフルエンザ患者報告数 平成31年第2週（平成31年1月7日～13日）

県内各保健所	仙南	塩釜	大崎	栗原	登米	石巻	気仙沼	仙台市	県全体
1定点医療機関当たり患者報告数（人）	42.38	22.27	23.13	13.00	22.20	37.38	48.50	29.05	29.25
患者報告数計（人）	339	334	185	39	111	299	194	1,278	2,779

仙台市(再掲)	青葉	宮城野	若林	太白	泉
1定点医療機関当たり患者報告数（人）	27.09	26.63	34.43	31.20	26.75
患者報告数計（人）	298	213	241	312	214

※ ：警報発令基準を超える保健所管内

インフルエンザ定点医療機関数：95箇所

《参考》

インフルエンザ注意報発令基準（県内いずれかの保健所管内1定点医療機関当たり患者報告数）10人
 " 警報発令基準（県内いずれかの保健所管内1定点医療機関当たり患者報告数）30人

○過去5シーズンにおける警報発令状況

シーズン	平成25/26年	平成26/27年	平成27/28年	平成28/29年	平成29/30年
警報発令日	平成26年2月20日	平成27年1月7日	平成28年1月28日	平成29年1月26日	平成30年1月25日

【インフルエンザの予防対策】

- 1 流行前にワクチンを接種する。
- 2 咳エチケットを実施する。
 - ・咳やくしゃみを他の人に向けて発しない。
 - ・咳やくしゃみが出るときはできるだけマスクをする。
 - ・咳やくしゃみをするときには、ティッシュやハンカチなどで口と鼻を覆う。
 - ・ティッシュはその都度捨てて、その後は手を洗う。
- 3 外出後、流水・石けんで手洗いをする。（アルコール製剤による手指消毒も効果的です。）
- 4 適度な湿度を保持する。
乾燥しやすい室内では、加湿器などを活用し適切な湿度（50～60%）を保つようにする。
- 5 睡眠などの十分な休養と、バランスの取れた栄養摂取を心掛ける。
- 6 流行期には人混みや繁華街への外出を控える。
- 7 具合が悪い時には症状の重症化を避けるため、早めに医療機関を受診する。
（抗インフルエンザウイルス薬は発症から48時間以内の使用が効果的です。）

参考：厚生労働省「インフルエンザQ&A」

○インフルエンザ関連ホームページ

- ・宮城県ホームページ <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/situkan/index-top.html>
- ・国立感染症研究所ホームページ <http://www.nih.go.jp/niid/ja/diseases/a/flu.html>
- ・厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/index.html>